

第 1 号

2 月 5 日

令和7年第1回菊池広域連合議会定例会会議録

日 時 令和7年2月5日(水)

午 後 3 時 2 1 分

場 所 菊池広域連合議会会議場

1. 議事日程(第1号)

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議案第1号 菊池広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 4 | 議案第2号 菊池広域連合職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 5 | 議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 6 | 議案第4号 令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算(第3号)について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 7 | 議案第5号 令和7年度菊池広域連合一般会計予算について
上程・説明・質疑 |
| 日程第 8 | 議案第6号 令和7年度菊池広域連合土地取得特別会計予算について
上程・説明・質疑 |
| 日程第 9 | 委員会付託 |
| 日程第10 | 休会の決議 |

2. 出席議員(21名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 荒 木 崇 之 | 2 番 工 藤 圭一郎 |
| 3 番 泉 田 栄一朗 | 4 番 山 瀬 義 也 |
| 6 番 水 上 隆 光 | 7 番 永 清 和 寛 |
| 8 番 坂 本 武 人 | 9 番 吉 永 健 司 |
| 10 番 青 山 隆 幸 | 11 番 後 藤 修 一 |

1 2 番 大 村 裕一郎
 1 4 番 豊 瀬 和 久
 1 8 番 中 岡 敏 博
 2 0 番 馬 場 功 世
 2 2 番 福 島 知 雄
 2 4 番 桐 原 則 雄

1 3 番 三 宮 美 香
 1 7 番 鬼 塚 洋
 1 9 番 岩 下 和 高
 2 1 番 坂 本 秀 則
 2 3 番 澤 田 雄 二

3. 欠席議員（2名）

1 5 番 津 田 桂 伸

1 6 番 坂 本 典 光

4. 説明のため出席した者の職氏名（16名）

広域連合長 吉 本 孝 寿
 副広域連合長 江 頭 実
 副広域連合長 荒 木 義 行
 副広域連合長 金 田 英 樹

事務局長 飯 開 輝久雄
 総務課長 緒 方 大 祐
 福祉課長 清 本 建
 環境衛生課長 森 淑 晃
 環境施設課長 吉 田 伸 二
 総務課総務係長 谷 川 友 朗
 消防本部消防長 狩 野 俊 隆
 消防本部消防次長 藤 川 哲 郎
 消防本部総務課長 稲 倉 孝
 消防本部予防課長 谷 山 優 一
 消防本部警防課長 隈 部 尚 樹
 消防本部通信指令課長 渡 辺 勤

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（6名）

書記長 飯 開 輝久雄
 書記 新 永 崇 博
 書記 大久保 正 尚

書記 松 原 秀 一
 書記 古 田 弘 毅
 書記 灰 瀬 杏 奈

開会 午後３時２１分

-----○-----

○議長（桐原則雄） 皆さん、挨拶をしたいと思いますのでご起立お願いします。こんにちは。ご着席ください。

ただいまから、令和７年第１回菊池広域連合議会定例会を開会します。

なお、１５番、津田桂伸議員及び１６番、坂本典光議員から欠席の申し出がっておりますので報告します。

ここで、日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

平 直樹議員が令和７年１月３１日付けで菊池市議会議長に菊池市議会議員の辞職を許可されましたので、菊池広域連合規約第９条の規定により、同日を持って菊池広域連合議会議員の任期についても終了をしておりますことを報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

早速、お手元に配付してあります議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名について

○議長（桐原則雄） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、菊池広域連合議会会議規則第１１６条の規定により、７番、永清和寛議員、２２番、福島知雄議員を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から３月２４日までの４８日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月２４日までの４８日間と決定しました。

-----○-----

日程第３ 議案第１号 菊池広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第３、議案第１号、菊池広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○**広域連合長（吉本孝寿）** 本日、令和7年第1回菊池広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、本連合の運営につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、令和7年第1回菊池広域連合議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は、議案6件でございます。付議事件の順に申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、菊池広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容は、人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、本連合の一般職の職員においても給料表、期末手当及び勤勉手当の額等を改めるため条例の一部を改正するものです。

議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては事務局長に説明をさせますので、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○**議長（桐原則雄）** 飯開事務局長。

○**事務局長（飯開輝久雄）** それでは、議案書の2ページをお開きください。

議案第1号、菊池広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

まず、人事院勧告の状況をご説明いたします。今回の改正は、県の人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴いまして、菊池広域連合の一般職の職員につきましても給料、期末勤勉手当等の額を改定、また、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を目的として、条例の一部を改正するものです。

県の人事委員会の勧告は、民間給与と比較としまして、県内の192の事業所を対象に約6,600人分の個人給与を実施調査をしております。勧告の内容としましては、令和6年の給与改定として民間給与との格差9,567円、率にして2.66%下回っており、また、職員期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が民間の支給割合を0.10月分下回っております。そのため、行政職給料表について、大学卒業程度の初任給を2万3,200円、高校卒業程度の初任給を2万3,600円引上げることをはじめ、若年層の職員が在籍する号給について重点を置きながら所要の改定を行うこととされております。期末手当及び勤勉手当につきましては、民間と

の均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、年間4.60月分とすることとされており、引き上げ分は12月支給分の期末手当、勤勉手当に均等に配分されます。

また、人事院が勧告しました社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に準じた見直しとして、令和7年4月から新たな給料表への切り替えを行うことや、昇給制度の見直し、扶養手当等の諸手当の見直しについても勧告されています。

それでは、条文についてご説明いたします。

14ページをお願いいたします。

菊池広域連合の給与改定の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

第1条関係では、第19条におきまして期末手当の額、第20条では、勤勉手当の額、15ページからは行政職の給料表の改正をそれぞれ行うところです。

20ページをお願いいたします。

第2条関係では、第4条で昇格及び昇給の基準、その下の第9条では、扶養手当の改正を行うところです。

22ページから32ページまでは、各手当てについての改正になります。

今回の菊池広域連合における月例給につきましては、国の人事院及び熊本県人事委員会勧告に準じて、民間給与との格差を解消するため、大学卒業程度の初任給について2万3,800円、高校卒業程度の初任給について2万1,400円それぞれ引き上げることとし、これを踏まえまして若年層の職員が在職する号給に重点を置き、所要の改定を行い、令和6年4月1日に遡及することとしております。

なお、今回の給与改定によりまして、年間総額で1,968万4,000円の増となります。

また、期末勤勉手当につきましては、民間の支給割合に見合うように年間支給月数を0.10月分引き上げます。なお、期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.10月分ずつ均等に配分することとしております。

令和6年度においては、令和6年4月1日に遡及し、令和7年3月にて調整することとしております。令和7年度からは6月期、12月期ともに期末手当は1.250月分、勤勉手当は1.050月分に調整することとなっております。今回の引き上げによりまして、年間の期末勤勉手当総額で644万5,000円の増となります。

次に、扶養手当については、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を1人につき1万3,000円としております。また、改定により影響を受けます時間外勤務手当、休日勤務手当、共済費については、記載のとおりとなっております。

最後に 10 ページにお戻りください。

附則の第 1 条第 1 項で、この条例は、公布の日から施行することとしておりますが、第 2 条の規定並びに附則第 3 条から第 6 条まで、第 8 条及び第 9 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

なお、繰り返しになりますが、附則の第 1 条第 2 項におきまして、条例第 1 条の規定による改正後給与条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしております。

説明は以上で終わります。

○議 長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 1 号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 4 議案第 2 号 菊池広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第 4、議案第 2 号、菊池広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） それでは、33 ページをお開きください。

議案第 2 号、菊池広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容は、大規模災害対応時に緊急消防援助隊として出勤した消防職員への緊急消防援助隊手当を支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては、消防長に説明をさせますので、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長（桐原則雄） 狩野消防長。

○消防本部消防長（狩野俊隆） それでは、議案書の３４ページをお開きください。

議案第２号、菊池広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

今回の改正は、消防庁消防救急課長からの通知に伴い、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対しての手当での支給を行うための条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、特殊勤務手当の金額を国家公務員と同額としており、遭難救助作業等が災害対策基本法に基づく立ち入り禁止等の措置がなされた区域など、人事院が著しく危険と認める区域で行われる場合で、重大な災害に該当し、かつ、危険区域で活動が行われる場合を想定し、１日当たり２,１６０円としております。また、手当での財源につきましては、緊急消防援助隊が消防庁長官の指示を受けて出動した場合は国庫負担となり、求めに応じて出動した場合は全国市町村振興協会の交付金等により負担されます。

３５ページをお開きください。

条例の改正の内容につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

なお、附則で、この条例は、令和７年４月１日から施行することとしております。以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

————○————

日程第５ 議案第３号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第５、議案第３号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） それでは、37ページをお開きください。

議案第3号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

内容は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁固を廃止し、拘禁刑を創設する改正がなされたため、関係条例の一部を改正するものです。

議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては、事務局長に説明をさせますので、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄） 飯開事務局長。

○事務局長（飯開輝久雄） それでは、議案書の38ページをお願いいたします。

議案第3号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましてご説明をいたします。

概要を説明いたします。

今回の改正は、令和4年に成立した刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁固を廃止し、拘禁刑を創設する改正がなされ、同法が令和7年6月1日に施行されることに伴い、条例中の懲役及び禁固の文言を拘禁刑に改めるなどとともに、同法の施行に伴う関係法令の整理法に規定している経過措置と同様の経過措置を設けるもので、条例の施行時期は令和7年6月1日としております。

改正の趣旨につきましては、国の整理法と同様の経過措置を設けるものであり、その内容は大きく2つあります。1点目は、過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置の規定を適用する場合等に今回の刑法改正に伴ってその罰則の適用に影響が生じないようにするための経過措置です。2点目は、欠格条項など懲役や禁固に処せられた者やこれらの刑で起訴された者を人の資格制限の対象としている場合等に今回の刑法改正に伴ってこれらの刑が拘禁刑に改正されたとしても、その対象となる範囲に影響が生じないようにするための経過措置となっております。

改正文につきましては、40ページをお願いいたします。

新旧対照表でご説明いたします。

改正を必要とする条例は、第1条から第3条までに記載する3つの条例となります。条例の改正内容は、第1条、菊池広域連合行政不服審査会条例の第9条中懲役を拘禁刑に、第2条、菊池広域連合職員の分限の手続き及び効果に関する条例の第5条中、禁固を拘禁刑に、41ページに移ります。第3条、菊池広域連合一般職の職員の給与に関する条例の第19条の2第3号及び第4号、第19条の3第1項第1号及び第3項第1号中、禁固を拘禁刑に改めるものです。

以上で説明をおわります。

○議 長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 3 号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 6 議案第 4 号 令和 6 年度菊池広域連合一般会計補正予算（第 3 号）について

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第 6、議案第 4 号、令和 6 年度菊池広域連合一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） それでは、議案書の 47 ページをお願いいたします。

議案第 4 号、令和 6 年度菊池広域連合一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明をいたします。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,136 万 7,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49 億 4,314 万 6,000 円とするものでございます。

議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては事務局長に説明をさせますので、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） 飯開事務局長。

○事務局長（飯開輝久雄） それでは、同じく 47 ページをお願いいたします。

議案第 4 号、令和 6 年度菊池広域連合一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

令和 6 年度一般会計予算において、歳入歳出予算の執行見込みによるものが主な補正の理由となっております。第 1 条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,136 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49 億

4,314万6,000円とするものです。

第2条で債務負担行為の追加、第3条で地方債の変更のとおりとしております。

50ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正につきましては、新環境工場ごみ処理施設運営事業業務委託につきまして、期間を令和7年度から令和22年度、限度額を1億6,327万2,000円、新最終処分場長期包括運営業務委託を令和7年度から令和13年度、限度額を2,039万9,000円としております。

51ページをお願いいたします。

第3表地方債補正につきましては、環境美化センター整備事業、補正後の限度額を600万円、泉ヶ丘消防署解体事業、補正額後の限度額を2,320万円、消防救急デジタル無線整備事業、補正後の限度額を2億9,480万円としております。

続きまして、歳入からご説明いたします。

議案書の56ページをお願いいたします。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生費使用料、補正額1万9,000円の減額は、節2行政財産使用料で火葬場やクリーンの森合志内の自動販売機敷地料金の実績による減額、款2使用料及び手数料、項2手数料、目3ごみ運搬手数料、補正額5万2,000円の増額は、節1ごみ運搬手数料収入見込み額の増加、款5財政収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、補正額17万8,000円の増額は、節1利子及び配当金、財政調整基金利子及び旧東部清掃工場解体基金利子の増額、款6繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、補正額2,695万8,000円の減額は、節1財政調整基金繰入金、各事業費の確定による減額、内訳は、介護保険費分、障害者福祉費分、火葬場費分、し尿処理費分それぞれ減額となっております。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額3,307万5,000円の減額は、節1前年度繰越金、ごみ処理費分の財源組み替え、57ページをお願いいたします。款8諸収入、項2雑入、目1雑入、補正額9,268万9,000円の増額は、節1雑入、各事業の実績によるものとなっております。主なものにつきましては、建物損害共済金、環境美化センタークリーンの森合志の台風や落雷による建物損害共済金となります。売電収入3,089万円は、ごみ量の増加、ごみ焼却が増えたためのその分の売電収入の増額、鉄屑等売払い収入4,489万円は、鉄屑等の売払いの契約単価が前年度よりも上がったための増額するものです。児童手当制度改正実施円滑化事業118万8,000円は、職員児童手当システム導入の国庫補助金相当分、款9連合債、項1連合債、目1衛生債、430万円の減額は、節2ごみ処理施設整備事業債、事業実績による減額です。

款 9 連合債、項 1 連合債、目 2 消防債 7 2 0 万円の減額は、節 1 消防施設整備事業債 6 3 0 万円の減額と節 3 緊急防災減災事業債 9 0 万円の減額、それぞれ事業実績によるものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

各事業の確定に伴うものが主なものでございます。

5 8 ページをお願いいたします。

款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費、補正額は 5 万 9, 0 0 0 円の減額、節 1 2 委託料におきましては、会議録作成業務委託の事業実績、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、補正額 7 6 2 万 9, 0 0 0 円の減額は、節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費の減額、こちらは職員の中途退職によるものです。節 1 0 需用費 1 6 7 万 4, 0 0 0 円の減額は、広報紙の入札残。

5 9 ページをお願いいたします。

2 段目、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 介護保険費、補正額 1 3 2 万 2, 0 0 0 円の減額、節 2 給料、1 1 万円の増額は人勧による職員給与の実績見込み、節 3 職員手当等、節 4 共済費の減額は、人件費分の実績見込みによるものです。その下の目 2 障害者福祉費、補正額 8 1 万円の減額は、節 1 8 負担金、補助及び交付金による派遣職員負担金の実績見込み。

6 0 ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 火葬場費、補正額 3 1 0 万 1, 0 0 0 円の減額、節 1 0 需要費 2 5 3 万 4, 0 0 0 円の減額は、燃料費や光熱水費等の実績見込みによるものです。2 段目、款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 1 清掃総務費、補正額 4 0 6 万円の減額は、実績見込みによるものです。

6 1 ページをお願いいたします。

上段、節 1 2 委託料 3 2 2 万 9, 0 0 0 円の減額は、運営モニタリング支援業務委託の事業実績、2 段目、目 2 し尿処理費、補正額 2, 1 0 2 万 5, 0 0 0 円の減額、右下の節 1 0 需用費 1, 5 6 8 万 7, 0 0 0 円の減額は、クリーンセンター花房で使用している燃料費等の実績見込みによるものです。

6 2 ページをお願いいたします。

節 1 2 委託料 5 7 9 万 5, 0 0 0 円の減額は、クリーンセンター花房の各種業務委託の事業実績、下段の目 3 ごみ処理費、補正額 1, 2 7 9 万 7, 0 0 0 円の減額は、節 1 2 委託料 6 8 2 万 2, 0 0 0 円の減額、クリーンの森合志及び環境美化センターの各種業務委託の事業実績によるものです。節 1 4 工事請負費 5 7 8 万 9, 0 0 0 円の減額は、クリーンの森合志及び環境美化センターの各種工事の入札残。

6 3 ページをお願いいたします。

款５消防費、項１消防費、目１常備消防費、補正額６２８万４、０００円の増額、節２給料２、０９４万６、０００円の増額は、人勤による職員給与の実績見込み、節３職員手当等３０９万４、０００円の増額も職員手当等の実績によるものです。節４共済費４８２万３、０００円の減額は、市町村職員共済組合負担金の利率変更による実績見込み、節１０需用費６９５万５、０００円の減額は、消耗品費、燃料費等の実績見込み。

６４ページをお願いいたします。

節１２委託料１８０万６、０００円の減額は、消防関係各種業務委託の事業実績によるものです。

６５ページをお願いいたします。

款５消防費、項１消防費、目２消防施設費、補正額７９８万５、０００円の減額、節１４工事請負費７８１万８、０００円の減額は、消防関連施設整備工事の入札残によるものです。

款６公債費、項１公債費、目２利子、補正額４５万５、０００円の減額、節２２償還金利子及び割引料４５万５、０００円の減額は、消防費償還金利子分の事業実績、款７予備費、項１予備費、目１予備費、補正額７、４３２万６、０００円の増額は、所要の財源の調整をしております。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第４号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第７ 議案第５号 令和７年度菊池広域連合一般会計予算について

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第７、議案第５号、令和７年度菊池広域連合一般会計予算についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） それでは、８７ページをお開きください。

議案第５号、令和７年度菊池広域連合一般会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５４億６,０９２万７,０００円と定めるものでございます。

議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては事務局長に説明をさせますので、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄） 飯開事務局長。

○事務局長（飯開輝久雄） 同じく８７ページをお願いいたします。

議案第５号、令和７年度菊池広域連合一般会計予算についてご説明します。

本議案の詳細につきましては、各常任委員会に付託予定でございますので、その際、各担当課長から説明させていただきます。

本日、資料として菊池広域連合一般会計予算参考資料を配付しておりますので、こちらも参考にさせていただきたいと思います。

それでは、予算書と一般会計予算参考資料により、全体的な予算や主な事業を中心にご説明いたします。

議案書８７ページをお願いいたします。

令和７年度菊池広域連合一般会計予算、第１条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５４億６,０９２万７,０００円と定めております。令和６年度の当初予算額は４８億９,０４３万６,０００円でしたので、前年度比較５億６,２４９万１,０００円、１１．５％の増になります。

第２条の地方債は、第２表の地方債で定めております。

第３条では、一時借入金の最高額を１億円とし、第４条で歳出予算の流用について定めているところでございます。

９０ページをお願いいたします。

第２表の地方債でございます。起債の目的として７件の事業を計上し、地方債の限度額の合計を３億１,２９０万円としております。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりです。

９１ページからは予算に関する説明書になります。

はじめに、一般会計予算参考資料により全体的な説明をさせていただきます。

それでは、定例会資料集の３２ページをお願いいたします。定例会資料集のほうになります。３２ページをお願いいたします。カラー刷りのやつになります。

中段の表になりますが、当初予算の推移について一番右側ですが、令和７年度予算は、５４億６,０９２万７,０００円で、前年度比１１．５％増となっております。

次に、３３ページをお開きください。

歳入について、分担金及び負担金とその他の款別構成表になります。分担金及び負担金は３９億２，７９４万円で、前年度比３，２８５万２，０００円の増となっております。使用料及び手数料以下はご覧のとおりとなっております。

次に、３４ページをお願いいたします。

歳出の目的別について、歳出合計に占める割合が消防費が一番高く３９．２％を占めております。増減額では、議会費、民生費、衛生費、公債費が増額となり、総務費、消防費が減額となっております。

次に、３５ページをお願いいたします。

歳出の性質別について、歳出合計に占める割合は人件費が一番高く３０．０％を占めております。

次に、３６ページをお願いいたします。

歳出の目的別、性質別の集計表とその財源内訳になります。

次に、３７ページをお開きください。

菊池広域連合関係市町負担金について、２市２町からの負担金の合計額は３９億２，７９４万円で、前年度比３，２８５万２，０００円の増となっております。増額の主な理由は、介護保険費分が令和７年度に介護認定支援システム標準化改修、消防費分で南消防署に配置します災害対応特殊はしご付き消防自動車の購入それぞれが主な理由となっております。

次に、３８ページをお願いいたします。

公債費の状況で令和６年度末見込高Ａの欄は、総合計１４２億４，８８２万４，６１０円です。令和７年度起債見込額Ｂは３億１，２９０万円で、元金償還見込額Ｃが９億４，５７９万８，７９０円で、令和７年度末見込高１３６億１，５９２万５，８２０円となっております。対前年度６億３，２８９万８，７９０円の減となっております。

次に、３９ページをお願いいたします。

基金の状況を記載しております。財政調整基金、消防施設整備基金、旧東部清掃工場解体基金の３本ございます。内容につきましては記載のとおりですが、旧東部清掃工場解体基金において、令和７年度から旧東部清掃工場解体工事に着手しますので、５億３，０００万円ほどの繰り入れする予定となっております。

一般会計予算の資料での説明は以上になります。この後、付託予定の各常任委員会での審議の際、各担当課から予算書に基づいて詳細な説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（桐原則雄）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

三宮美香議員。

○13番（三宮美香議員） 3月の定例会には出れないかもしれないので、今ちょっと確認をさせてください。

予算書の147ページに消防本部総務課の歳入のところで消防指令センター仮眠室個室化改修工事と表記してありますが、この表記についてのちょっと確認なんですけど、これが来年度で、今年度の表記では、消防指令センターではなくて、通信指令センターと書いてあったんですよ。ちょっと私よくわからなかったもので、一応確認したら多分消防指令センターの中の通信指令センターがあるんだと理解したんですが、多分これ△で減額なので、同じところのことだと思うんですけど、混乱するので表記を統一してほしいということと、もしも違うのであれば説明をお願いします。

○議長（桐原則雄） 狩野消防長。

○消防本部消防長（狩野俊隆） ご質問にお答えいたします。

同じ意味での言葉でございますので、今後は、消防指令センターで統一させていただきます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第8 議案第6号 令和7年度菊池広域連合土地取得特別会計予算について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第8、議案第6号、令和7年度菊池広域連合土地取得特別会計予算についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） それでは、議案書の163ページをお開きください。

議案第6号、令和7年度菊池広域連合土地取得特別会計予算についてでございます。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ434万9,000円と定めるものでございます。

議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては消防長に説明をさせていただきますので、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄） 狩野消防長。

○消防本部消防長（狩野俊隆） それでは、議案第6号、令和7年度菊池広域連合土地取得特別会計予算についてをご説明をいたします。

本議案につきましては、消防常任委員会に付託されますので、詳細につきましては、その際、担当課長から説明をさせていただきます。

167ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を434万9,000円と定めております。

174ページをお開きください。

歳入についてご説明をいたします。

款2繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金434万9,000円は、一般会計からの繰入金です。

175ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

款1諸支出金、項1財産取得費、目2土地管理費、節14工事請負費333万4,000円は、令和6年度に購入いたしました消防本部用地の仮設駐車場整備工事費として計上しております。

款2公債費、項1公債費、目2利子、節22償還金利子及び割引料101万5,000円は、先行取得しました用地代利息分の償還が令和7年度より発生しますので計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第9 委員会付託

○議長（桐原則雄） これから日程第9、委員会付託についてをお諮りします。

議題となっております、議案第5号及び議案第6号は、議会運営委員会で決定しましたとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号及び議案第6号は、それぞれの所管の委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第10 休会の決議

○議長（桐原則雄） 次に、日程第10、休会の決議を議題とします。

お諮りします。

関係市町の議会開催のため、明日２月６日から３月２３日までの４６日間、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、２月６日から３月２３日までの４６日間、休会とすることに決定しました。

最後にお諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、菊池広域連合議会会議規則第４５条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

お諮りしたとおりに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。

お知らせします。この後、各委員会を開催し、議案第５号及び議案第６号の審議を行います。

なお、次の会議は３月２４日、午後３時から開きます。

本日は、これで散会します。

全員、起立をお願いします。お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後４時０３分

第 2 号

3 月 24 日

令和7年第1回菊池広域連合議会定例会会議録

日 時 令和7年3月24日(月)

午 後 3 時 2 0 分

場 所 菊池広域連合議会議場

1. 議事日程(第2号)

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 仮議席の指定について |
| 日程第 2 | | 議長の選挙について |
| 日程第 3 | | 議席の指定について |
| 日程第 4 | 選任第 1 号 | 常任委員会委員の補欠選任について |
| 日程第 5 | 選任第 2 号 | 議会運営委員会委員の補欠選任について |
| 日程第 6 | 選任第 3 号 | 特別委員会委員の補欠選任について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 菊池広域連合個人情報保護法施行条例の一部を改正する
条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| | 議案第 8 号 | 菊池広域連合個人情報保護審査会条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 8 | 議案第 9 号 | 菊池広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び
菊池広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 9 | 議案第 10 号 | 令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算(第4号)に
ついて
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 10 | | 委員長報告(令和7年度菊池広域連合一般会計予算)
〔総務厚生・環境・消防常任委員会〕
質疑・討論・採決 |
| 日程第 11 | | 委員長報告(令和7年度菊池広域連合土地取得特別会計
予算)
〔消防常任委員会〕
質疑・討論・採決 |
| 日程第 12 | | 委員長報告(菊池広域連合議員定数調査検討特別委員会)
質疑 |

2. 出席議員（24名）

1 番 荒 木 崇 之	2 番 後 藤 英 夫
3 番 工 藤 圭一郎	4 番 山 瀬 義 也
5 番 泉 田 栄一朗	6 番 水 上 隆 光
7 番 永 清 和 寛	8 番 坂 本 武 人
9 番 吉 永 健 司	10 番 青 山 隆 幸
11 番 後 藤 修 一	12 番 大 村 裕一郎
13 番 大 塚 勝 二	14 番 村 山 龍 一
15 番 大 塚 益 雄	16 番 三 宮 美 香
17 番 鬼 塚 洋	18 番 中 岡 敏 博
19 番 岩 下 和 高	20 番 馬 場 功 世
21 番 坂 本 秀 則	22 番 福 島 知 雄
23 番 澤 田 雄 二	24 番 坂 本 典 光

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者の職氏名（16名）

広域連合長 吉 本 孝 寿	事務局 長 飯 開 輝久雄
副広域連合長 江 頭 実	総務課 長 緒 方 大 祐
副広域連合長 荒 木 義 行	福祉課 長 清 本 建
副広域連合長 金 田 英 樹	環境衛生課長 森 淑 晃
	環境施設課長 吉 田 伸 二
	総務課総務係長 谷 川 友 朗
	消防本部消防長 狩 野 俊 隆
	消防本部消防次長 藤 川 哲 郎
	消防本部総務課長 稲 倉 孝
	消防本部予防課長 谷 山 優 一
	消防本部警防課長 隈 部 尚 樹
	消防本部通信指令課長 渡 辺 勤

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（6名）

書記 長 飯 開 輝久雄	書記 松 原 秀 一
--------------	------------

書
書

記 新 永 崇 博
記 大久保 正 尚

書
書

記 古 田 弘 毅
記 灰 瀬 杏 奈

開会 午後３時２０分

-----○-----

○副議長（澤田雄二） 皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。

改めまして、皆さん、こんにちは。副議長の澤田でございます。菊池広域連合規約第９条の規定に基づき、桐原則雄議長の菊池広域連合議長としての任期が大津町議会議員の改選により、令和７年２月２８日をもちまして満了したことに伴い、議長席が空席となっております。議長が選出されるまでの間、地方自治法第１０６条の規定により、副議長が議長の職務を行うこととなりますのでよろしくお願いいたします。

これから、本日の会議を開きます。

今回、菊池市議会議員の辞職及び大津町議会議員の改選により７名の方が菊池連合議員に当選されましたのでご報告いたします。

早速、お手元に配付しております議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

-----○-----

日程第１ 仮議席の指定について

○副議長（澤田雄二） 日程第１、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

-----○-----

日程第２ 選挙第１号 議長の選挙について

○副議長（澤田雄二） 次に、日程第２、選挙第１号、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（澤田雄二） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

はい、福島知雄議員。

○２２番（福島知雄議員） 指名者に後藤修一議員を推薦いたします。

よろしくお願いします。

○副議長（澤田雄二） ただいま、福島知雄議員から指名者に後藤修一議員を推薦するとの動議が提出されました。この動議は、１名以上の賛成がありますので、成立いたしました。

お諮りします。

この動議のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（澤田雄二） 異議なしと認めます。

したがって、後藤修一議員を指名者にすることに決定いたしました。

後藤修一議員。

○11番（後藤修一議員） 議長に坂本典光議員を指名いたします。

○副議長（澤田雄二） ただいま後藤修一議員が指名した坂本典光議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（澤田雄二） 異議なしと認めます。

したがって、坂本典光議員が議長に当選されました。

議長に当選された坂本典光議員が議場におられます。菊池広域連合議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長が坂本典光議員に決定しましたので、新議長と交代いたします。

短い議長でございましたが、どうもありがとうございました。

○議長（坂本典光） 坂本典光でございます。議長就任にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

令和7年第1回菊池広域連合議会定例会におきまして、皆様のご賛同をいただき議長に当選いたしました。

菊池広域連合は、関係市町住民の生活や生命に関わる業務を行う重要な機関であると考えております。2市2町の住民のために公正・公平を基本として議長職を務めてまいりたいと思います。吉本連合長をはじめ、議員の皆様、執行部の方のご協力をお願い申し上げまして、議長就任のあいさつといたします。

—————○—————

日程第3 議席の指定について

○議長（坂本典光） 日程第3、議席の指定を行います。

議席の指定は、菊池広域連合議会会議規則第7条の規定によって指定します。議席は、お手元に配付してあります議席表のとおりといたします。

—————○—————

日程第4 選任第1号 常任委員会委員の補欠選任について

○議長（坂本典光） 日程第4、選任第1号、常任委員会委員の補欠選任についてを議題とします。

お諮りします。

菊池市議会議員の辞職及び大津町の議会改選による各常任委員会委員の補欠選任

については、菊池広域連合議会委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付してあります名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員はお手元に配付してあります名簿のとおり補欠選任することに決定いたしました。

ここで、各常任委員会を開催し、正副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後3時28分

再開 午後3時29分

—————○—————

○議長（坂本典光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

菊池広域連合議会委員会条例第8条第2項の規定によって、各常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務厚生常任委員長、大塚勝二議員、副委員長、工藤圭一郎議員。環境常任委員長、荒木崇之議員、副委員長、大村裕一郎議員、消防常任委員長、永清和寛議員、副委員長、後藤英夫議員。以上でございます。

—————○—————

日程第5 選任第2号 議会運営委員会委員の補欠選任について

○議長（坂本典光） 次に、日程第5、選任第2号、議会運営委員会委員の補欠選任についてを議題とします。

お諮りします。

大津町の議会改選による議会運営委員会委員の補欠選任については、菊池広域連合議会委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付してあります議会運営委員会委員の名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、議会常任委員会委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり補欠選任することに決定いたしました。

ここで、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後3時30分

再開 午後3時31分

-----○-----

○議 長（坂本典光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

菊池広域連合議会委員会条例第8条第2項の規定によって、議会運営委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

議会運営委員長、工藤圭一郎議員、副委員長、青山隆幸議員。以上です。

-----○-----

日程第6 選任第3号 特別委員会委員の補欠選任について

○議 長（坂本典光） 次に、日程第6、選任第3号、特別委員会委員の補欠選任についてを議題とします。

お諮りします。

菊池市議会議員の辞職及び大津町の議会改選による菊池広域連合議員定数調査検討特別委員会委員の補欠選任について、菊池広域連合議会委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付してあります特別委員会の名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、菊池広域連合議会議員定数調査検討特別委員会委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり補欠選任することに決定いたしました。

ここで、菊池広域連合議員定数調査検討特別委員会を開催し、正副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後3時33分

再開 午後3時34分

-----○-----

○議 長（坂本典光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

菊池広域連合議会委員会条例第8条第2項の規定によって、菊池広域連合議員定数調査検討特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長、水上隆光議員、副委員長、福島知雄議員。以上でございます。

-----○-----

日程第7 議案第7号 菊池広域連合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 菊池広域連合個人情報保護審査会条例の制定について

○議 長（坂本典光） 日程第7、議案第7号、菊池広域連合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第8号、菊池広域連合個人情報保護

審査会条例の制定についての2件を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○**広域連合長（吉本孝寿）** 本日、令和7年第1回菊池広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともに大変ご多用の中にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、本連合の運営につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、改めまして厚く御礼を申し上げます。

それでは、令和7年第1回菊池広域連合議会定例会2日目の付議事件について、提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は4件でございます。付議事件の順に申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第7号、菊池広域連合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について、続きまして5ページをお開きください。議案第8号、菊池広域連合個人情報保護審査会条例の制定について、関連がございますので一括にてご説明をいたします。

現在の菊池広域連合個人情報保護法施行条例に個人情報保護審査会への諮問を新たに明記をし、また、施行条例に明記したことによりまして、新たに菊池広域連合個人情報保護審査会条例を制定するものでございます。

議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては事務局長に説明をさせますので、慎重審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**議 長（坂本典光）** 飯開事務局長。

○**事務局長（飯開輝久雄）** それでは、議案書の2ページをお願いいたします。

議案第7号、菊池広域連合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をいたします。

令和4年6月に個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴いまして、旧菊池広域連合個人情報保護条例を廃止し、新たに菊池広域連合個人情報保護法施行条例を制定しておりまして、個人の情報の取扱いについての今後の運用を踏まえ条項に明記するものでございます。

条例の改正の内容につきまして、第8条に「審査会への諮問」を追加しております。

附則にて、令和7年4月1日から施行するものとしております。

6ページをお願いいたします。

議案第8号、菊池広域連合個人情報保護審査会条例の制定についてをご説明いた

します。

内容は、先に説明いたしました、菊池広域連合個人情報保護法施行条例第8条を追加したことによる、菊池広域連合個人情報保護審査会条例の制定になります。

まず、第1条では、審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続き等について定めております。

第2条では、審査会の設置について、第3条では、審査会の委員数、第4条では、委員の資格、任期等、第5条では、会長及びその代理、第6条では、定義、第7条では、審査会の調査権限、第8条では、委員による調査手続き、7ページをお願いいたします。第9条では、提出資料の写しの送付等、第10条では、その他、第11条では、罰則規定を定めております。

また、附則において、この条例は、令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議 長（坂本典光） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（坂本典光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（坂本典光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号及び議案第8号を一括して採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号及び議案第8号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第9号 菊池広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び菊池広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長（坂本典光） 日程第8、議案第9号、菊池広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び菊池広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） 議案書の9ページをお開きください。

議案第 9 号、菊池広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び菊池広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

主な改正内容は、職員の超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大と仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を図るものでございます。

議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては、事務局長に説明させますので、慎重審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議 長（坂本典光） 飯開事務局長。

○事務局長（飯開輝久雄） 改めまして、議案書の 9 ページをお願いいたします。

議案第 9 号、菊池広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び菊池広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をいたします。

条例の改正の主な内容についてご説明いたします。まず、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大ですが、対象となる職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するものでございます。

仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うものになります。内容としましては、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別周知・意向確認。次に、職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供、研修等の開催や相談窓口を設置することで職場環境の整備を図るものでございます。

条例の改正につきましては、13 ページをお願いいたします。

新旧対照表でご説明をさせていただきます。中段、第 6 条、こちらでは、休憩時間等の規定になります。

14 ページから 15 ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、小学校の就学の始期に達するまでの子がある職員の規定、16 ページから 17 ページでは、早出遅出勤務、時間外、代休、年休関係の規定を謳っております。

18 ページから 19 ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、介護休暇等、20 ページをお願いいたします。第 2 条関係として、部分休業の承認を規定しております。

そのまま 12 ページにお戻りいただければと思います。12 ページをお願いいたします。

下段のほうになります。附則第 1 条において、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日か

ら施行することとしまして、第2条において、経過措置を設けております。施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができるようにと定めております。

説明は以上でございます。

○議 長（坂本典光） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（坂本典光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（坂本典光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第10号 令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算（第4号）について

○議 長（坂本典光） 日程第9、議案第10号、令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） それでは、議案書の25ページをお開きください。

議案第10号、令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,983万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,330万9,000円とするものでございます。

議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては、事務局長に説明させますので、慎重審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議 長（坂本典光） 飯開事務局長。

○事務局長（飯開輝久雄） それでは、同じく議案書の25ページをお願いいたします。

議案第10号、令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算（第4号）につつまし

てご説明をいたします。

令和6年度一般会計予算において、歳入歳出予算の執行見込みによるものが主な補正の理由となっております。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、2,983万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,330万9,000円とするものです。

第2条で、継続費の変更を、第2表継続費補正のとおりとしております。

第3条で、繰越明許費の設定を、第3表繰越明許費のとおりとしております。

28ページをお願いいたします。

第2表継続費補正につきましては、款4衛生費、項2清掃費、事業名、東部清掃工場解体事業に令和7年度より着手いたしますので、補正後の総額を18億175万1,000円とし、それぞれの年割額につきましては、記載のとおりとしております。

29ページをお願いいたします。

第3表繰越明許費につきましては、款4衛生費、項2清掃費、事業名、クリーンセンター花房設備機器（混和槽攪拌機）整備工事、286万円を繰越事業として計上しております。

続きまして、歳入からご説明いたします。

34ページをお願いいたします。

款2使用料及び手数料、項2手数料、目1消防費手数料、補正額100万円の減額は、危険物施設許認可手数料の実績による減額です。

款6繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、補正額237万3,000円の減額は、節1財政調整基金繰入金各事業費の確定による減額です。内訳は、火葬場費分2万1,000円、し尿処理費分235万2,000円、それぞれ減額するものです。

目3旧東部清掃工場解体基金繰入金、3,040万1,000円の減額は、実績額により減額するものです。

款8諸収入、項2雑入、目1雑入、補正額393万7,000円の増額は、節1雑入、各事業分の実績によるものです。建物損害共済金380万2,000円は、環境美化センターや西消防署の落雷被害による建物共済金となります。熊本県広域行政連絡協議会返還金13万5,000円は、県内の一部事務組合、広域連合で設立しておりました同協議会の解散による返還金です。

35ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。各事業費の確定に伴うものが主なものでござい

ます。

款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費、節 1 3 使用料及び賃借料 6 万 6,000 円の減額は、菊池地域議会議員研修を民間施設から菊池市役所にて開催したための減額となります。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 8 旅費 4 万円の減額は、職員の研修旅費の実績による減額です。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 火葬場費、節 1 7 備品購入費 2 万 1,000 円の減額は、施設用備品の入札残によるものでございます。

款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 1 清掃総務費、節 1 2 委託料 3,040 万 1,000 円の減額は、東部清掃工場調査設計業務委託の入札残による減額となります。

款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 2 し尿処理費、節 1 4 工事請負費 2 2 5 万 3,000 円の減額、節 1 7 備品購入費 9 万 9,000 円の減額は、それぞれ入札残による減額となります。

款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 3 ごみ処理費、3 6 0 万 4,000 円は財源組み替えによるものでございます。

款 5 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費、節 1 0 需用費 2 3 7 万 7,000 円の減額は、消防制服等の入札残による減額となります。

3 6 ページをお願いいたします。

予備費におきましては、所要の財源を調整したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議 長（坂本典光） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（坂本典光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（坂本典光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 10 号を採決をいたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

————○————

日程第 10 委員長報告（令和 7 年度菊池広域連合一般会計予算）

○議 長（坂本典光） 次に、日程第 10、委員長報告（令和 7 年度菊池広域連合一般会計予算）を行います。

各常任委員会に付託審議をお願いいたしました議案第 5 号、令和 7 年度菊池広域連合一般会計予算について、審議の経過及び結果を各常任委員長から報告を求めます。

まず、はじめに総務厚生常任委員長、大塚勝二議員。

○総務厚生常任委員長（大塚勝二） 皆さん、改めまして、こんにちは。ただいま通告により、議長にお許しをいただきましたので総務厚生常任委員会委員長の大塚勝二が総務厚生常任委員会の報告をいたします。

まず、報告の前に何分新人ですので、わからないことがほとんどです。皆様のご指導を賜りながら精一杯委員長の任を務めさせていただきますので、今後ともご指導のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、本題に入りたいと思います。

令和 7 年第 1 回菊池広域連合議会定例会で、総務厚生常任委員会に付託されました議案第 5 号、令和 7 年度菊池広域連合一般会計予算の所管分について、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

2 点あります。1 点目が介護保険費のシステム改修委託料について、改修内容と今後の改修予定について質疑がありました。あと 1 点ですが、樹木伐採処分業務についてと 2 点ありましたので、まず最初に、介護保険費のシステム改修委託料について、改修内容と今後の改修予定について、執行部の答弁を報告いたします。

介護認定審査会について、現在使用しているシステムは、菊池広域連合を拠点に関係市町と独自に連携しており、厚生労働省の判定ソフトに基づき、業務の効率化も含めて以前より構築されてきたシステムです。今般、国が示した 20 業務のシステム標準化により、全国の自治体でシステム改修が行われておりますが、各市町の介護保険システムの標準化に関連して、広域連合の認定審査会システムも標準化の対象となっております。国の仕様書に基づき改修を行うものです。費用については、パソコン機器等を除くソフト面での改修費用となり、今後、一定期間を過ぎれば、ハード面、ソフト面ともに改修が見込まれる、ということでした。

次に、2 点目ですけど、樹木伐採処分業務についてです。

執行部の答弁として、昨年 8 月に菊池火葬場西側で倒木があり、根本の外側は通常の木と変わらない状態だったそうです。中央部は 3 分の 1 程度腐食しており、事故等を未然に防ぐため、倒木被害の危険性が高い菊池火葬場西側里道沿いの 2 本の木の伐採を計画している、とのことでした。

以上、本委員会は審査の結果、議案第 5 号は、全員一致で本委員会所管分につい

て可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

議員各位におかれましては、委員会決定のとおりご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長（坂本典光） 総務厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、環境常任委員長、荒木崇之議員。

○環境常任委員長（荒木崇之） 環境常任委員会の報告をいたします。

令和7年第1回菊池広域連合議会定例会で、環境常任委員会に付託されました議案第5号、令和7年度菊池広域連合一般会計予算の所管分について、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

質疑としましては、環境工場での火災予防について、どのような対策を考えているか、という質疑がありました。執行部の答弁として、環境工場内での手選別の際、確認を徹底し、発火物等の除去に努めるとともに、万が一火災が発生した場合でも、早期発見、消火できるよう、受注者には改めて注意喚起を行い指導していく、とのことでした。

次に、クリーンの森合志調整池の陥没について、現況と今後の対策についてどのように考えているか、という質疑がありました。執行部の答弁として、令和6年度に修復工事を実施した。現況については、調整池内の碎石上辺で数か所のくぼみが確認されることから経過観察を行っている。今後の対応については、地質に詳しい専門家やコンサルに相談し、必要に応じて対処していく必要がある。また、新たな対応策について、日々情報を収集していく、とのことでした。

次に、ごみの搬入量が減少傾向にあるが、その理由は、という質疑がありました。執行部の答弁として、管内人口は増えていることから、経済的理由で買い控えなどが考えられる。様々な角度から検証を行ったが明確な理由は特定できない、とのことであります。

最後に、委員から、今後の将来を見据えるとますます構成市町間での人口不均衡が拡大する傾向が見て取れる。そのため、現状のごみに係る負担割合が将来にわたり適正かどうか点検する時期にきている。ごみ量の現状等も踏まえ、環境委員会として、今後、所管事務として調査を実施したい、との要望がありました。

以上、本委員会は審査の結果、全員一致で本委員会所管分について可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

議員各位におかれましては、委員会決定のとおりご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。環境常任委員長報告といたします。

○議 長（坂本典光） 環境常任委員長の報告を終わります。

次に、消防常任委員長、永清和寛議員。

○消防常任委員長（永清和寛） 皆さん、こんにちは。消防常任委員長の永清でございます。消防常任委員会の報告を行います。

令和7年第1回菊池広域連合議会定例会で、消防常任委員会に付託されました議案第5号、令和7年度菊池広域連合一般会計予算についての所管分について、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

主な質疑としまして、ライブ119について、外国人を含め誰でも使えるのか、また、運用に関してのメリット・デメリットは何か、について質疑がありました。こちらに対する執行部の答弁として、スマートフォン所有者であれば誰でも使用可能だが、外国人については3者間通話システムでの対応しかない。メリットとしては、現場を映像で確認でき、こちらから心肺蘇生等を映像で指導できる。デメリットとしては、通信料、1分間2円が通報者負担であることと、使用に不慣れな高齢者は接続できない可能性がある、とのことでした。また、PRについては、継続して周知を図っていく、とのことでした。

次に、西消防署、指令センターのLED工事について、ばらばらに設計するのか、一括して設計するか、また、LED工事についてリース等の検討は行ったか、について質疑がありました。こちらに対する執行部の答弁として、リースは考えていなかったが、執行における経費節減を念頭に実行していく、とのことでした。

次に、北消防署の隣地購入について、2つ目の動線は国道に接続できるのか、について確認いたしました。こちらに対する執行部の答弁として、側道と国道の間には約3メートルの段差が存在しており、直接国道への接続はできないが、側道については大型車両の通行は可能であるため、国道へは側道を利用して迂回しての接続となる、とのことでした。

次に、新設する緊急援助隊手当の金額について、確認いたしました。これに対する執行部の答弁としては、特殊勤務手当の1日当たりの金額は2,160円である。その他、時間外等は別支給となる、とのことでした。

次に、消防職員数について現在209名であるが、人事管理について、将来の計画及び消防業務について懸念事項はあるか、との質疑がありました。これに対する執行部の答弁として、3年前に定年延長等を考慮し条例定数を引き上げた。また、高齢職員が増加することで日勤業務への比重が高くなる可能性があるのが懸案事項である、とのことでした。

最後に、北消防署の改修及び将来の計画について、多額の費用をかけ改修し、その後、約15年で建て替える計画だが、土地の取得も絡むため、利便性や費用対効果など検証し事業を進めてほしい、との意見がありました。

以上、本委員会は審査の結果、全員一致で本委員会所管分について認定可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、委員会決定のとおりご賛同いただきますよう、お願いいたします。

○議 長（坂本典光） 消防常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（坂本典光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（坂本典光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 委員長報告（令和7年度菊池広域連合土地取得特別会計予算）

○議 長（坂本典光） 次に、日程第11、委員長報告（令和7年度菊池広域連合土地取得特別会計予算）を行います。

消防常任委員会に付託審議をお願いいたしました議案第6号、令和7年度菊池広域連合土地取得特別会計予算について、審議の経過及び結果を消防常任委員長から報告を求めます。

消防常任委員長、永清和寛議員。

○消防常任委員長（永清和寛） 消防常任委員会の報告をいたします。

令和7年第1回菊池広域連合議会定例会で、消防常任委員会に付託されました議案第6号、令和7年度菊池広域連合土地取得特別会計予算について、審査いたしました。質疑はございませんでした。

以上、本委員会は審査の結果、議案第6号は、全員一致で本委員会所管分について可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

議員各位におかれましては、委員会決定のとおりご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

○議 長（坂本典光） 消防常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議 長（坂本典光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議 長（坂本典光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 委員長報告（菊池広域連合議員定数調査検討特別委員会）

○議 長（坂本典光） 次に、日程第12、委員長報告（特別委員会）を行います。

菊池広域連合議員定数調査検討特別委員会に付託審議をお願いいたしました件について、議員定数調査検討特別委員会委員長から中間報告の申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり、報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、議員定数調査検討特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

議員定数調査検討特別委員会委員長の発言を許します。

水上隆光議員。

○議員定数調査検討特別委員長（水上隆光） それでは、議員定数調査検討特別委員会の中間報告を行います。

本特別委員会に付託された事案について、中間報告を行います。すでに2月5日の定例会において経過報告を行いましたが、議員各位から様々なご意見をいただきましたので、資料を整理し、改めて報告いたします。

まず、報告に先立ちまして、特別委員会を設置するに至った経緯から説明いたします。

平成28年から菊池環境保全組合と菊池広域連合の統合への模索が始まりました。

その後、組合で新環境工場（現クリーンの森合志）建設が進められ、令和元年から組織統合に向けた具体的な協議が開始、令和3年から全協等でも協議が行われました。そして、環境工場の建設工事がすべて終了したのを受け、令和5年4月、組合の事務事業を承継し、新たな連合として組織統合を迎えました。

統合前の最終的な協議で、統合当初は、議員数を減らさず8名＋16名の24名のままでスタートいたしました。

特別委員会中間報告資料2ページの議員定数欄2段目をご覧ください。

議員定数については、旧連合議会の令和4年12月定例会全員協議会において、菊池環境保全組合との統合により、定数を24名とする。議員定数の見直しの検討を令和6年度から定期的に行うとした申し合わせにより、令和6年3月定例会2日目において、会議の議決により本特別委員会を設置し、調査・検討を行うこととなりました。

以上のような経緯で、今回設置された本特別委員会は、議員定数、委員会数及び規約改正の施行時期についての3点が付託されました。

それでは、協議を行ってきた内容を説明いたします。

資料の6ページ、7ページをご覧ください。

第1回特別委員会を令和6年5月15日に実施いたしました。その中で、組織統合を行った意義について確認しております。連合と組合の二つの組織が統合したのは、それぞれ組織の所管事務は違ったが、令和3年4月に菊池市全域が組合へ加入し、連合と組合との構成団体が同じ2市2町になったため、事務の効率化及び組織のスリム化を図るため、と認識しています。その上で、議員定数について検討を行いました。

まずは、議員数を8名から24名まで想定し、また、併せて委員会数を含め、多様なパターンで検討しました。

資料の8～16ページをご覧ください。

次に、第2回特別委員会を7月18日に実施いたしました。前回の検討に引き続き、議員数を比較・検討するため、他団体の状況を確認しています。

まず、県内の宇城広域や阿蘇広域、一部事務組合の状況を確認したあと、範囲を広げ、全国に存在する当連合と同様の事務を行う団体や類似団体を調査しました。例を挙げると、長野県、上田広域、鳥取県、中部ふるさと広域、埼玉県、秩父広域、千葉県、長生郡市広域など39団体における所管事務、人口及び面積等における議会議員の関係について調査しました。そのうち数か所については、議員の派遣方法について聞き取りを行いました。

その結果、地勢的、構成団体の人口規模、また構成団体数やその団体の議員定数

等、状況の違いが大きく参考程度にしかならなかったと確認しました。

以上のような調査を行いました。第2回特別委員会では、議員定数までは踏み込まず、連合議会の体制として、過去の経緯も踏まえ、構成団体からの議員派遣数は、全会一致で市町同数が望ましいと一旦は結論付けを行ったところです。

次に、資料17～19ページをご覧ください。

第3回特別委員会は、9月25日に実施しました。その協議の中で、統合に関するメリット・デメリットについて検討しました。メリットとしては、まず、同一事務が一本化されたこと。これには、管理者会及び議会の開催も含まれます。そして、経費的には、事務レベルで節減できた経費は約3,000万円。そのうち、議会費については、連合議会の運営について、構成市町と運営方法が大きく違い、議員数を減らしたことによる経費は、交際費や委託料で約16万円程度であると確認したところです。

そして、過去の連合議会において会議の審議状況等を調査し検討しました。連合議会においては、そのほとんどを本会議で審議し、委員会に付託する議案は、当初予算及び決算認定の2件で、現時点では年間で2回の委員会審査を行っている状況です。

そのような状況で、意見としては、組合と連合が統合したことにより、連合が処理する事務事業が増えた。そこで、議員数も現在の24名になったからこそ、より良く効果的なチェックができる。また、別の意見としては、議員数や委員会数を減らしたとしても、必要に応じて会議の回数を増やす、または開催時間を変更する。さらに、委員会に付託し、委員会審査を増やすことでチェック機能の低下には十分対応できる、との意見がありました。

このような会議の中で検討した結果は、その都度、構成市町へ持ち帰ってもらい、そこで出た構成団体における意見を随時当委員会へ報告していただき検討を重ねてきたところです。

次に、資料20、21ページをお願いします。

第4回特別委員会を11月12日に実施しました。さらなる検討内容として、構成市町における当初予算、人口、議員数及び審議状況など各委員会から各々の団体について説明をいただき、参考としたところです。

各市町の現状としては、菊池市が当初予算287億円を議員数20名、合志市は、272億円を19名、大津町は、186億円を16名、最後に菊陽町は、194億円を18名で審査しており、連合では、当初予算47億円を24名の議員で審査している状況を参考として協議しました。

次の資料22、23ページをご覧ください。

第5回特別委員会を12月20日に実施いたしました。このときは、構成市町における意見や過去の資料を基に議論を行いました。そして、改めて、各構成市町からの意見を求めたところ、今まで議論を重ねてきた、削減案として、4名×4市町の16名で2常任委員会の案、現状維持案として、6名×4市町の24名で3委員会の案、この他に新たな提案として、市町から派遣数は異数となりますが、4名及び6名の18名、2常任委員会とする案が、今までの案の中間案として提案されましたので、検討を行いました。

18名案の協議内容として、市町からの派遣人数のバランスが崩れることと、議決権の問題。2委員会にすることで、審議時間の問題など、検討し協議を行いました。結論を見いだせず、各市町へ持ち帰り、そこでの意見を元にさらに協議を行うこととしました。

次に、24ページ以降をご覧ください。

第6回特別委員会を本年1月24日に実施した会議では、これまで他団体の状況、当連合議会の過去における審議内容及び状況、構成団体との関係性、構成団体との比較及び関連性など、調査・検討し協議を重ねましたが、結果として、議員定数は、現状維持案と削減案は、意見がまとまらず平行線を辿っています。

令和6年5月から開始した特別委員会も、委員会として付託された事件について、一定の結論を見いだすべくここまで協議した結果を踏まえ意見の集約を図ったところです。

その結果、特別委員会で全会一致には至りませんでした。各市町の議員数は異数とし、連合議会議員は18名。関係市町からの派遣議員は、菊池市4名、合志市6名、大津町4名、菊陽町4名。常任委員会は2委員会とすることで、賛成多数により、この案の集約に至った次第です。

本特別委員会としては、連合議会議員定数については、調査検討結果として、このように提案させていただきます。

また、その他に付託されている委員会名称や所管事務、改正規約施行時期については、現在事務方に精査をお願いしているところです。その結果が出るまで、特別委員会は設置のまま協議を続けることとします。

以上が、本特別委員会の審議の中間報告となります。終わります。

○議長（坂本典光） ただいま議員定数調査検討特別委員会委員長から中間報告がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

坂本議員。

○8番（坂本武人議員） いくつかありますけど、結論はもう出たんですか。定数はこ

れが望ましい、理由はこうだからという結論は委員会として集約をされたんでしょうか。お願いします。

○議長（坂本典光） 水上委員長。

○議員定数調査検討特別委員長（水上隆光） 特別委員会の中で出た意見をまとめて中間報告ということで述べさせていただきました。

○議長（坂本典光） 坂本議員。

○8番（坂本武人議員） ちょっと私が聞き間違いかな、これ委員長報告はないんですよね。もう資料しか、最後の結論、読み上げられたやつはいただいてないですね、まだ僕らは。最終的には18人、定数18人、合志6、ほか1市2町は4、4、4と結論づけた。残りの諸々、事務的なものについては、今事務方にまとめを依頼している。それが出たらまた報告する。その期間、委員会は継続するというふうに私聞こえたんですが、違いますか。

○議長（坂本典光） 水上委員長。

○議員定数調査検討特別委員長（水上隆光） 委員長としては、坂本議長の令和6年から始めるよということで特別委員会を開き、費用弁償をいただいて6回特別委員会を開きました。そういう中で結果を求めない特別委員会なんかはないという私が思っていましたんで、何とか特別委員会の結果を出したいなという気持ちがありました。で、今日のような中間報告になりましたけれども、坂本議員から言われたところは柔軟に対応しなければならないということを思っておりますので、中間報告ということもありますけれども、継続審査も十分考えの範囲内にあります。

○議長（坂本典光） 坂本議員。

○8番（坂本武人議員） それはいいんです。事実として、委員会としての定数18案については確定ですか、否かというだけです。イエスかノーでお答えいただきたい。

○議長（坂本典光） 水上委員長。

○議員定数調査検討特別委員長（水上隆光） 中間報告ということで、そこも継続審議の中に入っているとは思いますが、特別委員会の結果として中間報告をさせていただいたところでございます。

○議長（坂本典光） 坂本議員。

○8番（坂本武人議員） まだ確定ではないということでよろしいでしょうか。

○議長（坂本典光） 水上委員長。

しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午後4時25分

再開 午後4時28分

-----○-----

○議長（坂本典光） だから坂本議員、もう1回質疑してください。

○8番（坂本武人議員） じゃあまとめて全部質問しますね、いっぱいあるので。すみません、最初に僕聞いたんですけど、なかなかその答えにお答えいただけなかったもので、わかりました。じゃあ先ほどの答えね。確定ではないということは言ってください。

今後ですけど、無期限で委員会を継続なさるのか。決めてないのか。まだ決めていらっしゃらないのか。以前、どなたか議員さんも・・・・本来なら本年度中に結論を出してもいいんじゃないかというお話ありましたが、スケジュールに関しては管理をされているのかですね。今後こういったスケジュールでやられるのか。なければ、その考えがおありなのか、現段階でということ。

それといつも、この機会に私言ってるんですが、要は、その定数は、決め方の算出基準ですよ、算出基準、根拠、例えば、合志市さんは何人がいい、菊池市さんは何人いいとかね、というのは、ばらばらなんですね。それがいつも伝わらないんで、それはいつも私聞いているんですけど、その算出基準はもう出ないでいいんですかね。もう考えないでいいんですかね。

要はね、例えばね、委員長、ちょっとこないだ言いましたけど、人口割をね、一つ基準になるのか。それとも毎回ですよ、今回みたいに各市町に持ち帰ってその中で決めてって言ってください。持ち寄ってくださいというルールにするのか。ルールづくりをしたい、いつも言うんですよ。今回の今の流れだとその算出基準は出てないですよ。委員会として、これが公平公正で将来にも禍根を残さない算出基準だと思いますみたいなのは、委員会の意見としてですよ、はないですよ。それはすごくいつも懸念してやってくださいて言うんだけど、それが出てこないのっておかしいないつも思うんです。ということは、今の決め方だと、各市町に持ち帰って、その議会で定数は持って来るが今後のルールになりますけど、そういうことでよろしいですかということね。それが1つ基準になりますよということ。それがじゃないと言え、またそれで今後考えるとかいうお話ならばそれをまたお話しただきたいと思います。

じゃあ以上のことでいいかな、はい、3点ほどお願いします。

○議長（坂本典光） 水上委員長。

1つだけ申し上げます。先ほどから、この中間報告が確定か確定でないかということをしきりにお尋ねになってますから、それについてはちゃんと答えていただきたいと思います。どうぞ、水上委員長。

○議員定数調査検討特別委員長（水上隆光） 先ほども申し上げますけれども、中間

報告ということで、完全確定ではないという認識を持っています。

では、坂本議員の質問ですけど、確定ではないというのは今のところでしたっけ。

今後のスケジュールは決めてませんけども、できるならば今後も継続となるところで、特別委員会の中でスケジュールを決めさせていただくなと思います。どういう意見が出てくるかわかりませんので、その中でいろんな議論をしなければならぬので、そこで決めていきたいと思っています。

それから、算出基準が各市町に帰ってというところは、項目によっては全然もう特別委員会で決めることもありますし、また、その項目によっては、その市町に持って帰ることもあるだろうという、この数字だけが市町に持って帰るパターンではないんじゃないか。また、持って帰るパターンも今後は出てくると思います。それはなぜかと言うと、各市町のやはり出てくるのは大事な意見ですから、それは聞かなければならないというふうに、委員長としては思っています。

○議長（坂本典光） ほかに質疑ございませんか。

鬼塚議員。

○17番（鬼塚 洋議員） 3回ということですので、4点質問がありますので、まとめて4点質問させていただきます。

まず、今回の定数の問題もそもそもの発端が菊池環境保全組合との統合して人数が増えて、その人数が妥当かどうかというところで今協議していると思うんですけども、今回のその環境保全組合との統合に当たっては、その統合の理由が先ほど委員長、事務の効率化と組織のスリム化のためというふうに答弁いただいたと思うんですけど、そうであるならば、組織のスリム化というなら通常議会も組織の1つですので、議会のスリム化、すなわち定数削減のほうが重きを置いた上で、この特別委員会ができたのではないかなと、私個人としては思っているんですけども、前回の議論では、維持するべきか、そもそも定数削減すべきかという、そこも含めて議論にあがっているという話だったんですけど、そのスタートラインとして、その定数削減ありきだったのか。ある程度そこに重きを置いてこの特別委員会が立ち上がったかどうかというのを1つちょっとお伺いしたいと思います。

2点目が数的な根拠、前回、連合でも4名が妥当とか、6名が適正化みたいな議論があったと思うんですけども、今回のその6名の人数を見ますと、これも環境保全組合がおそらく、元々広域連合が各市町4名いらっしゃって、保全組合が2名加わったから単純に足して6名になっただけなのじゃないのかなと、私としては思っております。ですので、このスタートラインとしての今、考えるスタートラインとしての6名がその6名であるという、6名自体が適正であるという根拠がそもそもあるかどうかについて、お伺いしたいと思います。

3点目が人口比というか、人口割、先ほど坂本議員の質問と関連するんですけど、今回、現時点での中間報告としては、2市2町へ、合志市さんが2名プラスで同一の定数にはなっていないという報告があがっております。先ほどいただいた資料をざっと見ますと、資料の9ページから16ページですね。これ数えてみたら40組織ございまして、組織によっては各市町から出されている議員の数が全く同じところもありますし、人口比、おそらく人口比によって傾斜がかかっているところもございまして。じゃあ傾斜がかかっている、見た限りではやはり傾斜がかかっているところが多いように見受けられまして、例えば、一番大きい人口と一番人口が少ないところの格差が1.5倍あるような組織に関して、傾斜がかかっているのかというのを数えると、傾斜がかかってないのが今回の菊池広域連合と12ページの右下の西南地区広域行政事務組合、これ全部2名で統一されてます。14ページの右上の組合、これも職員数2名で統一されてます。16ページの右上の組合、こちらも3名で統一されてます。これ数見ると40組織中定数が同数のところっていうのは40分の4で1割しかなくて、9割の組織でほぼ、おそらく人口によって定数の差が設けられているように感じました。先ほどのお話ですと、他の市町村の例はあまり参考にならないとおっしゃったんですけど、9割の組織がそもそも人口比取っているのであれば、これかなり参考になるような気がするんですけど、そこら辺はその論拠とされなかったことについてはどう考えられているのでしょうか。

最後、この人口がこの連合議会に仮に設けるとすると、これもさっきざっくり、今の2市2町の人口、令和7年2月末ないし1月末の人口が庁舎のホームページに載っておりますので、そこから各市の人口比率で計算してみたんですけど、仮に、一番人口が、順でいうと合志市さん、菊池市さん、菊陽町、大津町さんの順で人口が多いです。仮に合志市さんを6名、今の定数の6名とすると、今の人口比でいうと、菊池市さんが4.3人、菊陽町が4.0、大津町が3.3になって、今回、中間報告とされている6、4、4、4と、大津町が若干1多いんですけど、割と似通っているんですよね。今回のその6、4、4、4というのは、おそらく話し合いがつかない中で各市町村が持ち合って出た6、4、4、4だというふうにおっしゃいましたが、私としては、これまさに人口比によって出る数値とおおむね一致しているように感じているんですけど、そこら辺はその数的論拠としてこの6、4、4、4をあげなかったというのは何か理由があるんですか。

すみません、ちょっと説明がわかりにくかったらもう1回質問しますので、以上、4点になります。

○議長（坂本典光） 水上委員長。

○議員定数調査検討特別委員長（水上隆光） すみません、全部が全部記憶にないんで、

あとから教えていただきたいと思いますけども、立ち上がりは、やはりその定数削減という形で特別委員会に臨んだと思います。各市町の意見というのがそこで違ったかなというふうに思っていますし、6名が基準ということで話をしたことも、それはありません。

人口割の話も、私の記憶では暫時休憩時間に合志さんは6万5,000人ぐらいいるよねということで、人口割にしても全然おかしくないよねみたいな話は、暫時休憩のところは出ましたけれども、この人口割というのを特別委員会で真剣に議論した記憶は、私にはございません。まさに今、鬼塚議員言っていたんですけれども、6、4、4、4というのは、申し訳ないんですけども、その人口のどうのこのじゃなくて、各市町からあがってきた数字というものを基本に考えたところでございます。

質問が多くてわからないんですけども、これから継続審査していく中で、できるならば片づけていかせていただくなという思いでございます。

ちょっと質問があまりわかりませんでした。

○議長（坂本典光） 鬼塚議員。

○17番（鬼塚 洋議員） ある程度回答していただいたんでありがとうございます。

今の話だと、結局根拠としては、正直そのはっきりしたこういう理由がというよりも話し合いの中でという、やはりちょっとぼやっとしとる点があって、私としてはせつかくこういう根拠があるのであれば、それも理由づけの1つに当然なりますし、やっぱり皆さんこれ議会に諮るのであれば、納得できるような数値とか根拠というのはやっぱりあるにこしたことはないので、これはちょっと意見になって申し訳ないんですけど、私が今申し上げた点も、次の報告に付け加えるというか、そうした視点も加味した上で今回の18名出されるのであれば、そういう報告みたいなのをやっていただくことはできないでしょうかという質問です。

○議長（坂本典光） 水上委員長。

○議員定数調査検討特別委員長（水上隆光） 継続ということは思っておりますので、その中でいろんな議論をしていきたいと思います。

○議長（坂本典光） ほかにございませんか。

澤田議員。

○23番（澤田雄二議員） 合志、澤田でございます。私ちょっと委員会のメンバーですんで申し訳ないんですけども、今、委員長、お話を聞いてぜひもう1回開催していただきたいと思います。そのお考えがあるか、まず、ぜひ開催したいと思いますので、していただければと思ってますけども、ご検討いただけないでしょうか。

○議長（坂本典光） 水上委員長。

○議員定数調査検討特別委員長（水上隆光） 今日また坂本議員、鬼塚議員からいろいろアドバイス受けたんで、開催したいというふうに進めたいと思っています。

○議長（坂本典光） しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後４時４３分

再開 午後４時４４分

-----○-----

○議長（坂本典光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水上委員長。

○議員定数調査検討特別委員長（水上隆光） 先ほども申しましたけれども、坂本議員、鬼塚議員、また澤田議員からそういうアドバイスの的なことがありましたので、開催したいと思います。

○議長（坂本典光） ほかにありませんか。

荒木議員。

○１番（荒木崇之議員） ２６ページを見てみますと、ここから同文議決の依頼をそれぞれの議会にお願いするというのがあります。広域連合ですので、私はなるべく、なるべくというか、全会一致が望ましいというふうに思っておりますが、もし仮に同文議決が出されない場合、今定数条例が２４となっております。例えば、新市協定で４、４、４、６というのをあげてきた場合、定足数として成り立つのかということですね。出席議員は半分でもいいから、変な話１２人いればこれは議会は成り立つというふうに書いてありますけども、例えば、長の不信任案なんかになりますと３分の２ですから、１６でも成り立ってはいるんです。ただこの同文議決を得られない場合、２４のまま、例えば１８で欠員としていけるのか、連合議会がですね。その辺の確認というのはどういう形になりますか。どうしても県のほうに１８を申請するわけでしょ、この次の手続きとして、県のほうに書いてありますよね、申請依頼というのも書いてありますから、県のほうが１８じゃないとだめよといった場合、どうしても同文議決が得られないなら２４のまま変えられないじゃないですか。その方法というのはできるのか。２４でも１８という形でいけるのかというのをちょっとお尋ねします。委員長報告でも大丈夫です。事務局に・・・・。

○議長（坂本典光） 飯開事務局長。

○事務局長（飯開輝久雄） はい、失礼します。今言われたのは２６ページの真ん中ぐらいの同文議決ですね。関係市町との協議、関係市町へ同文議決を依頼して、そのまま関係市町の同文議決に県へ規約改正の許可、申請依頼という形で事務手続きとしてする必要が出てきます。その前に、県のほうにその協議というのが出てきます。

上段の左から2列目ですね。連合議会、全員協議会での審査内容を報告して、連合議会本会議で特別委員会委員の中間報告、県へ規約改正に伴う事前審査依頼ということになるので、この4番目の事前審査というところで、おそらくその2市2町の協議がどこまで進んでいるかというのを報告する必要があるかと思います。この中で、その報告の仕方はいろいろあるんですけども、その2市2町の考え方が違うというところで協議のテーブルに載せるっていうのは事務方としてはちょっとできないのかなというところで、あくまでその協議の中で同一のお考えをいただいて、その後、県の協議、そして県の規約改正の許可申請、最終的に県の承認というところで事務局としては進めていきたいと考えておりますので、この辺りは県の判断になりますので、連合事務局としては、こういう考えは県は持ってますという考えは言えないんですけども、基本的には2市2町同様の考えを持ちながらの県への事前協議ということになるかと思っております。

以上です。

○議 長（坂本典光） ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

○議員定数調査検討特別委員長（水上隆光） 最後に委員長として、6回特別委員会を開かせていただきました。8名、各市町の正副議長8名で検討委員会を開き、真摯に話し合いをしてきたところでございます。私は意見は分かれましたが、8名真摯にこの広域のために一生懸命特別委員会が開かれたというところは皆様にお知らせして、委員長挨拶といたします。

終わります。

○議 長（坂本典光） 以上で特別委員会委員長の中間報告を終わります。

—————○—————

日程第13 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長（坂本典光） 次に、日程第13、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員会委員長から、所管事務調査事項について、お手元に配付してあります閉会中の継続調査申出一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

最後にお諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、菊池広域連合議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。

お諮りのとおり決定いたしました。

これで、本日の日程は全て終了しました。

令和7年第1回菊池広域連合議会定例会を閉会いたします。

全員、起立をお願いします。お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午後4時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池広域連合議会新議長 坂 本 典 光

署 名 議 員 永 清 和 寛

署 名 議 員 福 島 知 雄